

参 考 资 料

目 次

	頁
1 民間給与関係	
令和2年職種別民間給与実態調査の概要	1
第1表 産業別、企業規模別調査事業所数	2
第2表 民間における職種別、学歴別、企業規模別初任給	2
第3表 民間における職種別給与額等	3
第4表 職員給与と民間給与との比較における役職の対応関係	5
第5表 民間における初任給の改定状況	5
2 人事院報告の概要	
報告の骨子	6

1 民間給与関係

令和2年職種別民間給与実態調査の概要

今回の報告の基礎となった本委員会の職種別民間給与実態調査の概要は、次のとおりである。

(1) 調査の目的

この調査は、職員の給与を検討するため、民間給与の実態を調査するものである。

(2) 調査の内容等

① 調査の内容

この調査の内容は、次のとおりである。

- ア 昨年8月から本年7月までの特別給の支給実績
- イ 民間企業における給与改定の状況等
- ウ 本年4月分として個々の従業員に支払われた給与月額等
- エ 本年4月分の初任給の状況

なお、このうち、今回の報告の基礎となったのは、ウ及びエに関する調査である。

② 調査期間

本年においては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により、①ア及びイに関する調査を先行して実施した。各調査期間は、次のとおりである。

- ・ ①ア及びイに関する調査：6月29日（月）～7月31日（金）
- ・ ①ウ及びエに関する調査：8月17日（月）～9月30日（水）

(3) 調査機関

本委員会、人事院並びに都県、政令指定都市及び特別区の各人事委員会

(4) 調査の範囲等

① 調査の範囲

ア 調査対象事業所（母集団事業所）

全産業の企業規模50人以上で、かつ、事業所規模50人以上の県内の民間事業所 853事業所

なお、本年は、新型コロナウイルス感染症に対処する厳しい医療現場の環境に鑑み、病院は調査対象から除外した。

イ 調査対象職種

54職種（一般行政職員相当職種22職種 その他の職種32職種）

② 調査対象の抽出

ア 標本事業所の抽出

母集団事業所を、組織、規模、産業により12層に層化し、これらの層から180事業所を無作為に抽出し調査を行った。

今回の報告の基礎となった調査における調査完了事業所数は、第1表のとおりである。

イ 従業員の抽出

初任給関係以外の調査職種については、これに該当する従業員が多数に上るときは、抽出した従業員について調査を行った。なお、臨時の従業員及び役員は全て除外した。

③ 集計

ア 調査実人員は、一般行政職相当職種が6,864人（初任給関係 654人、初任給関係以外 6,210人）であり、その他の職種が291人（初任給関係 9人、初任給関係以外 282人）である。

なお、初任給関係以外の調査職種該当者の推定数は42,785人であり、このうち、一般行政職相当職種は40,040人である。

イ 総計及び平均の算出に際しては、母集団に復元して行った。

第1表 産業別、企業規模別調査事業所数

産 業	企業規模	規 模 計	500人以上	100人以上 500人未満	50人以上 100人未満
産 業 計	事業所	147	60	54	33
農 業 ， 林 業 ， 漁 業		0	0	0	0
鉱 業 ， 採 石 業 ， 砂 利 業 採 取 業 ， 建 設 業		8	1	3	4
製 造 業		82	32	34	16
電 気 ・ ガ ス ・ 熱 供 給 ・ 水 道 業、 情 報 通 信 業、 運 輸 業、 郵 便 業		17	5	7	5
卸 売 業 ， 小 売 業		7	7	0	0
金 融 業 ， 保 険 業、 不 動 産 業、 物 品 賃 貸 業		3	3	0	0
教 育 ， 学 習 支 援 業、 医 療 ， 福 祉 ， サ ー ビ ス 業		30	12	10	8

- (注) 1 上記調査事業所のほか、企業規模、事業所規模が調査対象となる規模を下回っていたため調査対象外であることが判明した事業所が3所、調査不能の事業所が30所あった。
 2 調査対象事業所180所から企業規模、事業所規模が調査対象外であることが判明した事業所3所を除いた177所に占める調査完了事業所147所の割合(調査完了率)は、83.1%である。
 3 「サービス業」に含まれる産業は、日本標準産業大分類の「学術研究、専門・技術サービス業」、「宿泊業、飲食サービス業」、「生活関連サービス業、娯楽業」、「複合サービス事業」及び「サービス業(他に分類されないもの)」(宗教及び外国公務に分類されるものを除く。)である。

第2表 民間における職種別、学歴別、企業規模別初任給

職 種	学 歴	企業規模計	500人以上	100人以上 500人未満	50人以上 100人未満
		円	円	円	円
新 卒 事 務 員	大学院修士課程修了	211,945	224,441	204,455	185,658
	大 学 卒	196,873	202,566	194,436	186,959
	短 大 卒	177,144	179,681	176,451	171,466
	高 校 卒	165,170	165,414	165,474	170,506
新 卒 技 術 者	大学院修士課程修了	213,734	225,298	209,142	194,324
	大 学 卒	199,112	203,800	198,571	191,119
	短 大 卒	180,027	181,873	180,213	175,723
	高 校 卒	167,736	167,934	168,544	165,205
新 卒 事 務 員 ・ 技 術 者 計	大学院修士課程修了	212,749	224,803	206,576	190,219
	大 学 卒	197,820	203,052	196,177	189,039
	短 大 卒	178,389	180,554	178,102	173,595
	高 校 卒	166,306	166,494	166,865	164,417

- (注) 金額は、基本給のほか事業所の従業員に一律に支給される給与を含めた額であり、時間外手当、家族手当、通勤手当等、特定の者にのみ支給される給与は除いている。

第3表 民間における職種別給与額等

その1 給与比較の対象職種

職 種 名	調 査 実人員	平 均 年 齢	令和2年4月分平均支給額			備 考
			きまって 支給する 給与 (A)	うち時間外 手当 (B)	(A) - (B)	
支 店 長	8	55.8	822,613	78	822,535	構成員50人以上の支店(社)の長 (取締役兼任者を除く。)
工 場 長	13	52.7	652,151	5,816	646,335	構成員50人以上の工場の長 (取締役兼任者を除く。)
事 務 部 長	155	52.6	583,142	2,522	580,620	2課以上又は構成員20人以上の部の長 職能資格等が上記部の長と同等と認められる部の長及び 部長級専門職 (取締役兼任者を除く。)
技 術 部 長	162	52.2	615,279	2,993	612,286	同 上
事 務 部 次 長	19	50.9	570,087	51	570,036	前記部長に事故等のあるときの職務代行者 職能資格等が上記部の次長と同等と認められる部の次長 及び部次長級専門職 中間職 (部長-課長間)
技 術 部 次 長	31	52.5	611,695	95	611,600	同 上
事 務 課 長	316	50.6	512,698	5,982	506,716	2係以上又は構成員10人以上の課の長 職能資格等が上記課の長と同等と認められる課の長及び 課長級専門職
技 術 課 長	376	49.9	518,533	8,786	509,747	同 上
事 務 課 長 代 理	72	47.2	475,506	44,507	430,999	前記課長に事故等のあるときの職務代行者 課長に直属し部下に係長等の役職者を有する者 課長に直属し部下4人以上を有する者 職能資格等が上記課長代理と同等と認められる課長代理 及び課長代理級専門職 中間職 (課長-係長間)
技 術 課 長 代 理	36	48.9	431,637	99,268	332,369	同 上
事 務 係 長	421	46.2	424,771	54,101	370,670	係の長及び係長級専門職
技 術 係 長	481	45.8	484,291	88,336	395,955	同 上
事 務 主 任	482	42.3	366,692	36,329	330,363	係長等のいる事業所における主任 係長等のいない事業所における主任のうち、課長代理以 上に直属し、部下を有する者 係長等のいない事業所において、職能資格等が上記主任 と同等と認められる主任 中間職 (係長-係員間)
技 術 主 任	484	41.0	419,567	82,420	337,147	同 上
事 務 係 員	1,642	37.5	302,050	31,813	270,237	
技 術 係 員	1,512	34.8	311,774	43,311	268,463	

- (注) 1 「中間職 (部長-課長間)」とは、部長と課長の両方がいる場合で、役職、職能資格又は給与上の等級 (格付) から職責が部長と課長の間に位置付けられる者をいう。
- 2 「中間職 (課長-係長間)」とは、課長と係長の両方がいる場合で、役職、職能資格又は給与上の等級 (格付) から職責が課長と係長の間に位置付けられる者をいう。
- 3 「中間職 (係長-係員間)」とは、係長と係員の両方がいる場合で、役職、職能資格又は給与上の等級 (格付) から職責が係長と係員の間に位置付けられる者をいう。

その2 給与比較の対象外職種

職種名	調査 実人員	平均 年齢	令和2年4月分平均支給額			備考
			きまって		(A) - (B)	
			支給する 給与 (A)	うち時間外 手当 (B)		
大学学長・副学長・学部長	人*	歳*	円*	円*	円*	
大学教授	50	56.8	573,761	19,419	554,342	
大学准教授	41	50.1	485,305	17,354	467,951	
大学講師	42	46.0	415,657	15,150	400,507	
大学助教	31	41.4	365,142	12,843	352,299	
高等学校校長	—	—	—	—	—	
高等学校教頭	—	—	—	—	—	
高等学校教諭	—	—	—	—	—	
研究所長	*	*	*	*	*	構成員50人以上の所の長(取締役兼任者を除く。)
研究部(課)長	9	57.2	724,389	4,857	719,532	2室(係)以上又は構成員7人以上の部(課)の長
研究室(係)長	14	55.7	675,151	668	674,483	構成員3人以上の室(係)の長
主任研究員	25	46.6	575,520	34,299	541,221	下記研究員より上位の者(研究所長の職名を有する者、上記研究部(課)長及び研究室(係)長を除く。)
研究員	47	43.0	491,022	68,690	422,332	
研究補助員	—	—	—	—	—	
電話交換手	—	—	—	—	—	見習、外国語の電話交換手を除く。
自家用乗用自動車運転手	—	—	—	—	—	業務委託契約等に基づき、他の事業所において業務に従事している者を除く。
守衛	21	43.8	416,085	103,716	312,369	
用務員	—	—	—	—	—	

(注) 「*」は、調査実人員が1人の場合である(以下同じ。)

その3 再雇用者

職種名	調査 実人員	平均 年齢	令和2年4月分平均支給額			備考
			きまって		(A) - (B)	
			支給する 給与 (A)	うち時間外 手当 (B)		
支店長・工場長	人*	歳*	円*	円*	円*	その1の備考欄参照
事務・技術部長	11	61.6	553,810	0	553,810	
事務・技術部次長	—	—	—	—	—	
事務・技術課長	23	63.1	379,242	9,906	369,336	
事務・技術課長代理	2	61.5	320,000	0	320,000	
事務・技術係長	7	62.7	349,849	34,269	315,580	
事務・技術主任	12	62.4	385,192	0	385,192	
事務・技術係員	284	63.1	261,572	11,761	249,811	

第4表 職員給与と民間給与との比較における役職の対応関係

職務の級	企業規模500人以上の事業所	企業規模100人以上 500人未満の事業所	企業規模50人以上 100人未満の事業所
9級	支店長、工場長、部長、部次長	支店長、工場長、部長、部次長	支店長、工場長、部長、部次長
8級	課長		
7級		課長代理	課長
6級	課長		
5級		課長代理	課長
4級	係長		
3級		主任	係長
2級	主任		
1級		係員	係員
	係員		

(注) 係長等のいない事業所における主任のうち、課長代理以上に直属し、部下を有する者及び係長等のいない事業所において、職能資格等が上記主任と同等と認められる主任については、係長に含めている。

第5表 民間における初任給の改定状況

学 歴	項 目	新規学卒者の 採用あり	初任給の改定状況			新規学卒者の 採用なし
			増 額	据置き	減 額	
大 学 卒		60.2%	(32.9%)	(67.1%)	(0.0%)	39.8%
高 校 卒		48.6%	(38.2%)	(61.8%)	(0.0%)	51.4%

(注) 1 新規学卒者の採用の有無は、企業全体として見た場合の採用状況について集計したものである。
2 ()内は、新規学卒者の採用がある事業所を100とした割合である。

2 人事院報告の概要

報告の骨子

報 告 の 骨 子

○ 今回の報告のポイント

月例給の改定なし

民間給与との較差（ $\Delta 0.04\%$ ）が極めて小さく、俸給表及び諸手当の適切な改定が困難であることから、月例給の改定を行わない。

1 民間給与との比較

約12,000民間事業所の約43万人の個人別給与を実地調査（完了率80.2%）

公務と民間の4月分給与を調査し、主な給与決定要素である役職段階、勤務地域、学歴、年齢を同じくする者同士を比較

○ 民間給与との較差 $\Delta 164$ 円 $\Delta 0.04\%$

〔行政職（一）…現行給与 408,868円 平均年齢 43.2歳〕

2 改定方針

民間給与との較差が極めて小さく、俸給表及び諸手当の適切な改定が困難であることから、月例給の改定を行わない。

（参考）ボーナスの改定（令和2年10月7日勧告）

民間の支給割合（4.46月）との均衡を図るため引下げ 4.50月分→4.45月分

民間の支給状況等を踏まえ、期末手当の支給月数に反映